

「研修堂」登録コンサルタント  
http://www.kenshudo.net

社労士のぐちくにを事務所  
代表 特定社会保険労務士

野口 邦夫

URL <http://kunionoguchi.com/>

URL <http://www.facebook.com/kunio.noguchi1>

E-mail [sr@kunionoguchi.com](mailto:sr@kunionoguchi.com)

マイナンバー制度とは「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律」（以下、マイナンバー法）です。つまり、この名称を素直に読むことが一番の理解法であり、字義通り「行政手続で“個人”を“識別”するために“番号”を利用する」わけです。それを、安全に適正管理するための知識を、社労士の筆者がお伝えします。

2015

12

December

# 「マイナンバー制度」の心得！！ 企業における基礎知識と 実務知識で安全管理を達成

## マイナンバー制度 基礎知識・企業編

### ●何が今までと変わる？

「個人番号を含む個人情報  
で行政手続を行う」

そもそもマイナンバー制度とは何かと言えば、「現在の行政手続において、氏名、性、生年月日、住所などの個人情報を記入していた提出書面に、マイナンバーといわれる個人番号を付して手続をする」ことです（図1）。

具体的には、氏名、性、生年月日などの個人情報に個人番号を付します。なお、個人番号の内容に含む個人情報情報を「特定個人情報」と言います。（マイナンバー法第2条第8項）

簡潔に言えば「マイナンバー法第9条（利用の範囲）で規定している行政機関に提出する書面を作成する場

図1 行政へ提出する際に記入する個人情報

■ <b>現在</b>	氏名、性別、生年月日、住所 等
▼	
■ <b>マイナンバー制度へ移行後</b>	氏名、性別、生年月日、住所 等 ＋ “個人番号（マイナンバー）”

合に、個人番号が必要となる」となり、言い換えると「行政機関に提出する書面に個人番号を書く場面以外では個人番号は扱えない」と捉えることができます。ただし、法律では行政機関に提出することになっている「扶養控除等申告書」などの実務面では、企業が保管しなければならぬものも対象となります。それらの取扱例が、少々理解を面倒にしているところもあります。

### ●マイナンバー制度 中心となる3つの概念

「付番」  
「本人確認」  
「情報連携」

### 「付番」

なぜ、個人番号を使うのか？それは消えた年金問題のように、氏名、性、生年月日、住所では、特定の個人を識別することに限界があるからです。マイナンバー制度は、唯一無二の個人番号を使うことで特定の個人を識別します。

これは個人番号を「付番」することで行われます。付番とは、国民一人ひとりに番号を付けることです。住民票のある方はすべて付番がなされ、外国人の方も住民票がある限り付けます。その一方で、日本国民であっても住民票のない在外の方については、個人番号の付番がなされません。全

国民一人ひとりに付番をするのが原則ですが、例外もあります。

付番は住民票の有無が基準となります。個人番号は住民票コードから生成されたものを市町村長が指定します。唯一無二性とは一人一番号であり、それぞれの番号が重複しないということです。

識別するための番号に関しては、個人に個人番号を付けるだけでなく、法人などに法人番号を付番します。こちらの付番は国税庁長官が行います。法人番号は個人情報とは関係がなく取扱いは公開になります。個人情報保護とは直接関係しないので、本稿では述べません。

【本人確認】

・なりすまし防止

特定の個人を番号で識別すれば、それですべて解決

するのでしょいか。

昨今、番号制度を導入しているアメリカの社会保障番号などを悪用した「なりすまし」問題が報道されており、制度導入に対する懸念材料になっています。

そこでマイナンバー法は、なりすまし防止のために個人番号のみでの本人確認が禁止（マイナンバー法第16条）されています。つまり、個人番号が何番かを確認しただけでは、その個人番号が交付された本人であると判断することはできないのです。

個人番号カード（マイナンバー法第17条）を用いて、本人そのものの確認や、個人番号の真正性確認を行わなければならないものがあるとしています。

すなわち、マイナンバー制度導入に伴って、従来行われていた行政の窓口での本人確認の方法は変更され

ることはなく、個人番号カードやその他の身分証明書を用いて、本人確認が行われることとなります。具体的な本人確認の例は後述します。

【情報連携】

・既存のしくみを、そのままに分散処理

マイナンバー制度は、こうした番号をベースにしてコンピュータシステムを使い「情報連携」を行います。これは社会保障・税などのために、複数の府省庁や自治体との間で相互活用する形になり、そのための情報連携の基盤となる情報提供ネットワークシステムを別途つくります。すなわち、個人番号をキーにして情報連携を実施するのです。

しかしながら、このシステムでは個人情報の保護のために、個人番号そのものは使わず別の特殊な符号に

個人番号を変換して使います。そして、その符号からは個人番号を再生できないようになっていきます。また、情報提供ネットワークシステムそのものには個人番号を含めて個人情報蓄積されないしくみとなっています。それぞれの既存のしくみを繋ぐしくみです。

マイナンバー法で個人番号の利用が規定されている場合に、ある個人番号利用事務実施者が本人の必要な個人情報を照会し、また照会された側はマイナンバー法に利用が規定されていることを確認し、それらの限られた個人情報を提供します。つまり、既存のしくみはそのままなので、基礎年金番号などの既存の番号もそのままとなります。

これにより、個人番号がわかれば個人情報が芋づる式にすべてが流出するということはないようにしてい

ます。今までと同じ範囲以上はないのです。先に年金機構の情報流出の事故がありました。これはマイナンバー法のしくみとは関係なく、従来のシステムの問題です。

●マイナンバー法は

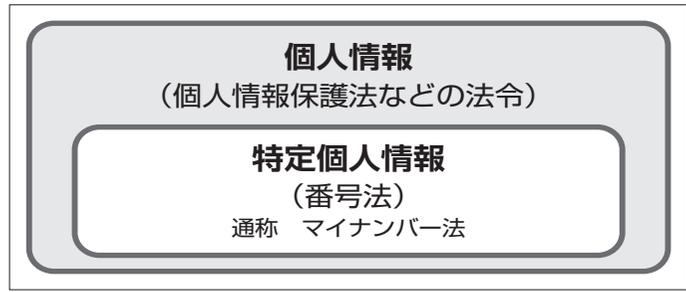
個人情報保護法の特別法

マイナンバー制度は、個人情報保護法の特則、つまり特別法であるマイナンバー法に規定されるものが主に使われます。それは、特別法は一般法に優先するからです。

しかし、その特別法であるマイナンバー法に規定されていないものは、一般法である個人情報保護法令によることとなります。これらのことが、マイナンバー制度の理解を少々難しくしている面があります。「個人情報」のことを規定しているのは個人情報保護



図2 特定個人情報と個人情報の関係



法令、「特定個人情報」を規定しているのがマイナンバー法である、と理解すると幾分理解しやすいかと思われまふ。なお、特定個人情報も個人情報的一种です(図2)。

個人番号をその内容に含む個人情報が「特定個人情

報」ですから、個人番号を内容に含まなければ「個人情報」となりません。

つまり、個人番号をマスキングしたりして消去すれば個人情報となり、今まで通りの管理となります。通常、行政へ書面を提出するときなどは写しをとるようですが、マイナンバー制度がスタートしたら、写しの個人番号のみをマスキングして見えなくすれば、今までと同じ取扱いでいいことになります。

マスキングをすれば後々に廃棄などの対応を案ずることもありません。マイナンバー法では「何人も…該当する場合を除き、特定個人情報(他者の個人番号を含むものに限る)を収集し、または保管してはならない」(第20条)に触れるから保管するという状態を、マスキングをすることで避けることができます。

### マイナンバー制度 3つの実務知識

では、実際に、どのような点を抑えておけばいいのかを「3つの実務知識」の視点から説明します。

#### ●実務①…誰から集めて どう本人確認をするか

マイナンバー法第9条(利用の範囲)で規定される行政機関に提出する書面に個人番号を書く場面、本人から個人番号の提供を受けます(マイナンバー法第14条)。本人とは、

- ・社会保障、税など日常的に手続が必要な従業員
- ・業務委託や講演などの報酬や料金を支払う相手
- ・などです。例えば、筆者のような社労士(士業)、教育研修をお願いした講師、不動産賃貸で賃料を支払う個人、配当をする株主など

になります。通常は、行政機関に提出する書面を作成する場面で提供を求めればいいのです。

支払いが発生すると、ほとんどのケースで税関係が生じ、支払調書などの法定調書の発行がされ、そのときにマイナンバーが必要となります。なお、制度導入前は、提出される法定調書を個人情報にもとづき名寄せして所得を把握していたわけです。制度導入後は、個人番号をキーに名寄せが速やかに行われることとなります。

本人の中でも従業員については、継続をして個人番号を使う場面があります。その都度、本人確認をして対応するのは会社も従業員も煩雑であり、会社が個人番号を保管することが普通となります。

ここに会社としての実務が、これまで以上に厳密な

取扱いが要求されます。というのも、従来の個人情報に比べて、特定個人情報は個人の特定が明確です。当然、その漏えいは被害が大きくなるのが予想されるからです。したがって、マイナンバー法は罰則を重くし、第三者委員会である特定個人情報保護委員会の監督を受け、個人番号利用事務を担当する行政機関等にプライバシー影響評価を義務付けています。

個人番号の提供を受ける際は、本人確認の措置をとらなければならないとされています(マイナンバー法第16条)。この本人確認の措置は、これまでとは異なる事務となります。本人確認は、その人が確かに本人であることと、その個人番号が真正なものであるかの確認です。通常は通知カードまたは個人番号カード、もしくは住民票で番号の真

正性を確認します。

その人が、その人そのものであるかは、運転免許証、パスポートなどの公的な写真があれば1点で確認することができます。

写真のないものは健保証と預金通帳など2点を必要としています。これらの本人確認は、現在、公で行われている本人確認とほぼ同じです。年金事務所でも年金相談をすると最初に本人確認がなされます。それと同じと考えて差し支えありません。

マイナンバー法では、個人番号カードを発行すること（マイナンバー法第17条）で、これらの個人番号の真正性と本人であることの確認を行うことができることとされています。個人番号カードは申請により作成されるものですから、スタート時は間に合わないケースもあるかもしれませんが。

●実務②・・・何をいつまでに

誰が準備すればよいか

マイナンバー制度のスタートにあたり、従業員の個人番号カードを会社が扱うのは、「平成28年扶養控除等申告書」になるかと思われ、毎年1月1日に扶養等の状況を申告し毎月の税額計算のもとになるものになります。この際に本人確認を行います。

そして、その前に扶養控除等申告書などの特定個人情報（技術的・物理的・機能的）の取扱いの基本方針・規程を定め、具体的な対応を整えておくことが必要になります。従業員以外の者については都度、本人確認をして対応すればいいのではありません。また、個人情報を収集・保管する場合は、従業員の取扱規程を準用すれば問題ありません。実際に特定個人情報を保管するにあたり、その安全

管理措置をとる必要があります

「組織的・人的・物理的・技術的」な措置となります。

組織的安全管理措置は、特定個人情報の取扱いの部署、そのチェック体制、記録事項などを定めます。

人的安全管理措置は、特定個人情報を取扱う人に対しての動機づけ、研修などが必要でしょう。

物理的安全管理措置は、特定個人情報を取り扱う区域を管理区域として対応することが必要です。

技術的安全管理措置は、コンピュータシステムなどを使う場合の、技術的なセキュリティについて対応します。

●実務③・・・マイナンバーなどの特定個人情報の保管や管理は、誰がどうすればいいか

扶養控除等申告書という特定個人情報を収集し、保

管する部署では担当者を決めて、それから個人番号を

使う際に記録を行い、責任者のチェックを受けるようにしておけば足ります。

おわりに

●過剰反応は禁物

「個人番号（マイナンバー）は、見える番号です」と言うときと驚かれる方も多いかと思われ、住基番号が行政のみで使われる見えない番号に対して、個人番号は、行政内部のみでなく民間にも流通することを前提に制度がつくられています。

「他者の個人番号を見てはいけない」わけではありません。とはいえ、見える番号だからといっても収集の制限（マイナンバー法第20条）があるので、収集保管は禁止されています。

内閣府の説明によれば、クレジットカードの番号の

ようなものと説明をされることがあります。現在でも本人確認がなく、各種支払いにクレジットカード番号を利用していることをみれば、いたずらに過剰な反応をせず社会常識にしたがって行動すれば何ら恐れるものではありません。

●特定個人情報のマスター

個人情報が個人番号を含む「特定個人情報」という新しい概念が、マイナンバー制度の登場です。

雇用保険の取得の手続きの際に会社に返される書類には、個人番号は記載されません。源泉徴収票も本人に渡すものには記載されません。会社で特定個人情報を持つのは、本来は行政に提出する「扶養控除等申告書」です。これを特定個人情報（マスター）にして安全管理措置を施すこと、これがポイントです。

「見える番号」の参考資料：マイナンバー-社会保障・税番号制度 概要資料（内閣府）  
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou\_siryou.pdf